

平成28年4月15日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 渡辺一美

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 特別障害者手当誤認定と過誤払いのその後の経過について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 4月15日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。  
特別障害者手当誤認定と過誤払いのその後の経過について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

## 福祉文教委員会会議録

### 1 調査事件

#### (1) 特別障害者手当誤認定と過誤払いのその後の経過について

#### (2) その他

2 日 時 平成28年4月15日 午後1時30分

3 場 所 広神庁舎3階 301会議室

4 出席委員 大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、星野武男、高野甲子雄、本田 篤  
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大平市長、青木福祉課長、中村厚生室長

7 書 記 櫻井議会事務局長、関主任

### 8 経 過

開 会 (13:30)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。

#### (1) 特別障害者手当誤認定とその後の経過について

渡辺委員長 日程第1、特別障害者手当誤認定とその後の経過についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

大平市長 きょうの議題について、私から先にお話をさせていただきたいと思います。今回の特別障害者手当の誤認定事案につきましては、平成22年2月2日に実施されました新潟県による平成21年度事務監査において、資格認定事務の誤りを指摘されて判明したものであり、42名の誤認定が明らかになりました。この案件につきましては、当時の議会にも報告させていただきましたし、新聞報道等もあった事案であります。市では、同年6月2日に認定の取り消し処分を決定しまして、同年7月9日以降、順次該当者宅を訪問し、認定取り消しと返納通知を送付いたしました。その後、同年7月から8月にかけて3名の方から県に対して市の認定取り消し処分を不服とする審査請求が出されておりましたが、県の裁決がこの3月28日付けで出され、その裁決書が審査請求人及び処分庁である市に送達されました。行政不服審査法第43条におきまして、裁決は関係行政庁を拘束することを

受け、審査請求人3名の方について裁決の趣旨に従い、平成22年7月9日に通知しました認定の取り消し処分を取り消すこととしましたので、ここに報告させていただきます。詳細につきましては、福祉課長に説明させます。よろしくお願いいたします。

青木福祉課長 (資料「特別障害者手当認定取消に係る審査請求に対する裁決について」により説明)

渡辺委員長 これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員 平成22年からのいきさつは当時お聞きをしておりますのである程度わかるんですが、今回誤認定された42名のうち20名は受給中ということで、42名のうち誤認定されていて受給資格に満たなかった方がこの中にいるということだろうと思うんですが、死亡されたりなど人数はかわってきているところがあるかと思うんですが、今回不服申し立てをされた5名のほかに、同じように後で書類を見て認定されたという方がいるのかどうか。

青木福祉課長 当時発覚した時点で42名以上の方がおりました。その間、1つの障害のほかに本人が例えば障害者手帳1級や2級を持っていますと診断書を提出しなくてもよく、手帳のコピーでよいということがございます。当時何名いたか数はつかんでいませんが、その人は認定されたということで数が絞られてきてまして、1つの障害しか診断書でわからないという方が42名であったということでございます。

佐藤(肇)委員 そうすると、42名の方については、それまでの決まりの中で受給資格が発生しないにもかかわらず納めたというので、それが42名分で、過誤払いが約1,914万円あったということ。今回ちょっと私のはっきりさせたいのは、審査請求をされた5件というのは、この42名の中に含まれているということですか。

青木福祉課長 42名に含まれています。

佐藤(肇)委員 ということは、当初42名の方は1つしか障害がなかったとか、それに満たないということで払いすぎたということで通知をされた。しかしながら、後でそのときに出したことによって県はそれを認めたということになっているということなんですか。

青木福祉課長 当時、市は発覚以降、本当に一方的な市のミスですので何とかさかのぼって認定することができないかということで、県や、県を通じて国と相談させてもらったのですが、その返事が来る前に、当人が認定を受けた当初からそれ以外の障害があるということがわかれば認定できるのかということも考慮した中で、当時も受給されていた20の方に対しては、それ以降の認定もございますので、診断書とあわせて診断を受ける医師に、この人は当時からそういうことがあったことがわかるようであれば診断書の備考欄に1項目書いてくださいというお願いをしました。医師からそのように書いてもらった方が何名かいるんですが、3名の方については、診断書の備考欄にいつからこの症状があるということを書いてもらって、それをもとに県に審査請求を出したということでございます。市はそれを聞いていたんですけど、それでも遡及できないという当時の県の回答を得た中で取り消しをしたという経過だと認識しております。

佐藤(肇)委員 今現在受給されている方がこのうち20名いられるということなんですか。

青木福祉課長 現在は違いますが、見つかって22年の4月に診断書を再提出して、その場で認められて5月から支給になった方で、それ以降亡くなったりなどで、今、受給しているということではありません。

佐藤(肇)委員 審査請求された方は、そういった内容があって改めて審査されたということだと思うんですが、ほかの方から不服の申し立てとかは出されなかったんですか。

青木福祉課長 先ほど申し上げましたが、このほかに2名の方が出されて、5名出されたということですよ。

佐藤(肇)委員 そうすると、そのほかの皆さん方は、受給資格を満たしていないので不服というようなところまではできなかったのか、それともご本人がそれをするだけの意識がなかったのか、知らなかったのかとか、そういったことも考えられるわけですか。市のほうでちゃんとご案内して、この5名の方が申し立てたということなんですか。

青木福祉課長 当然 42名の方全員に審査請求ができる旨をお知らせしてございます。そのときに20名のうち診断書を再提出した方が16名いらしたんですが、それぞれ返納する額がばらばらでございます。当時一番多い方で110万くらい、少ない方は1カ月分ですので2万6,000円くらいですが、返納金の額にもよるでしょうし、自分で当然納得はできなかったと思うんですが、審査請求するまでもないという判断等いろいろあったかと思います。

高野委員 確認しますけれども、誤認定者数が42、そのうち20人が受給中で、20人に対して誤払いがあったので返納してくださいという通知を出したということですか。

青木福祉課長 42名全員に対して認定の取り消しと返納の通知を出してございます。

高野委員 42名から回答が来たということですか。

青木福祉課長 当時42名該当者がいたんですが、そのうちの22名は亡くなっていたりなどでもらっていませんでしたので、発覚してからすぐ手当は中止し、できるだけ早くそれ以降の手当を支給するという考えがあったんだと思うんですが、とりあえずその時点で受給していた20名の方についてのみ最初に対応させていただきました。残りの22名については、遡及ができないという市の判断を下してから訪問して通知を出したり説明させていただいたということだと思います。

高野委員 そうすると、この20名に対して具体的な遡及ができる、できないという対応をして、うち5人については納得ができないので県に審査請求をしたということですか。

青木福祉課長 当然 42名全員の方に同じ処分をするわけですので同じ説明をしましたが、20名については手当をできるだけ早くそれ以降支給したいということで先に診断書を再提出してもらい、もし遡及できるということであれば残りの22名の方にも新たに診断書をお願いして出してもらおうという方針でいたと思うんですが、遡及に至らなかったということになります。

高野委員 したがって、残った22名は、県の裁定が出たので、遡及できないということだから、過払いであろうが少なかったであろうがそこでおしまいよということになるという理解でいいですね。

青木福祉課長 42名の方どなたも審査請求ができる状態だったわけです。

高野委員 で、請求した人が5人ですよ。で、裁決が出たので、簡単に言うと市のほうでは過払いに対しても請求とか取り消しというのはしないと、できないという裁決が出たので、これで一件落着という説明だということですか。

青木福祉課長 42名に対して全てがというのではなく、審査請求をした3名に対して市は認定を取り消した処分を改めて取り消し認定をしたということになります。

高野委員 残りの方の対応はどうなるんですか。

青木福祉課長 3名以外に39名いらっしゃるわけですが、なかなかこの方たちを救済するのは難しいのではないかと考えております。主な理由といたしましては、不服申し立てをしていない方になりますので、市が職権で取り消し処分を取り消すというのは、不服申し立て期間を厳しく制限している趣旨から考えても好ましくないと考えております。それと、審査請求をして裁定によってすることにつきましては、先ほど申し上げましたが国の割合が4分の3負担ですが、当然国はこの3名については市が認定して支給した場合は負担をします。ただし、この不服審査請求以外で市が職権でしたことに関しては、国の負担金の対象にはならないということで、全て市の持ち出しになるということがございます。また、これに伴いまして市の顧問弁護士の意見も伺ったんですけど、やはり先ほどと同じように、ほかの方は不服審査請求を行わなかったものであるから救済の措置は難しいという話を受けております。

高野委員 ということは、確認になりますけれども、3名以外は過払いがあるので返納請求をするということで理解してよろしいですか。

青木福祉課長 そういうことになります。

星野委員 今の続きなんですけれども、最初に過誤払いが1,900万あったという中で、このうち4分の3が国の負担金だったので、それについては1,400万を返還したということではないのでしょうか。

青木福祉課長 そういうことになります。

星野委員 これについては、ほかに県の負担とかはないんですか。

青木福祉課長 県の負担はございません。

星野委員 そうしますと、審査請求は期限が切れているということですか。

青木福祉課長 当時の行政不服審査法では、処分がわかった日から60日以内です。

星野委員 そうしますと、実際に請求された方が3名で、その方については取り消し処分を取り消すということで、お金の支払いがなされるということだと思っておりますが、ほかの方については、今ほどのお話ですとそれができないということになってきますと、もしほかの方の中に3名の方と同じような方がいるのか、いないのか、その辺はいかがですか。

青木福祉課長 先ほど20名の方に診断書の再提出をお願いして、その診断書をもらうとき、認定当時からその病態が続いている場合には備考欄にその旨記載してほしいということをお願いして、20名のうち16名診断書が出てきたんですが、そのうち備考欄に記載があった方が、この3名を含めて10名いらっしゃいます。ですから、この3名以外の7名の方が、この方と同じような現状であるということです。

大平委員 3名以外の方の救済はないということを今おっしゃったと思うんですけど、例えばさっき星野委員が言ったように審査請求を受けて、それが通って障害者の手当が認められると。一方では、審査請求をしなかった方々は返還しなければならない。そういうのを聞いて、例えば市のほうにこれはどういうことですかとか、当時と比べて生活が苦しくなっていて払えませんということになれば、行政責任、住民の方の責任ではなくて行政サイドの責任ということであれば、何らかの救済を考えていくべきではないかと私は思うんですが、別の手立てで検討ということにはならないのでしょうか。

青木福祉課長 先ほど申し上げました理由でなかなか難しいということです。それと、新たに診断書を提出してもらう場合、備考欄に書いてある方はそれなりの理由かと思うんです

が、それ以外の方につきましては、なかなかそういった部分はありませんし、カルテについては医療法で保存期間が5年ということがございます。現在42名のうち生存されている方が5名です。果たして診断書が取れるかとか、あと、この件が直接の原因かどうかわかりませんが、相続の放棄をされている方もいらっしゃいます。平等、公正な救済が非常に難しいかと思えます。そして、一番の理由は、先ほど言いましたように、行政不服審査法でございますが、これはいきなり訴訟というのではなく、裁判にかけると期間も長くかかるし大変だということでできた法律だと思いますが、法律で与えられていた権利を行使しなかったということで難しいのではないかと考えております。

高野委員 確認ですけど、認定事務の関係で市が診断書をもとに障害程度の判定を県に依頼して、県が認定したので市としても通知を出したということなんですよ。そうすると、認定の責任は市だけにあるわけではないという感じもしないわけではないのですが。

青木福祉課長 認定の方法ですが、出てきた診断書を職員が診断内容を読み取ることはできませんので、県に送り、県は専門の医師がおりますので、その医師が障害の程度のどの部分に当たるかを確認し、その程度の中に入ると該当するというので通知が来ます。その通知を見ますと、この障害は0.5点だとか1点だという点数がわかるようになっているんですが、この認定を受けるには2点以上が必要です。県は、出された診断書のみで判断するのであり、それ1つで認定基準に達しているということではないんです。だから、当然市からは2点になるような診断書をそろえて県に出すのが通常で、県から来た点数を合計して、例えば1点や1.5点ならまた申請者にもうちょっとほかに障害はないですかということで新たに診断書をもらって、またそれを県に上げて、合計して2点をクリアすると市は認定しています。事務自体は専門性がなくてもできるような内容になろうかと思うんですが、それを当時勘違いして1点とか1.5点で認定していたということです。

高野委員 該当に満たない点数でも認定してしまったのが42人ということでもいいんですか。

青木福祉課長 そうなります。ただ、その時点では50名前後はいたかと思いますが、先ほど申しましたように、その方が障害者の手帳とかを持っていて、それは診断書にかわるものだということで、それが認定基準前からあればいいだろうという県の判断を仰いだ方は、新たに認定が継続され、取り消しにならないで済んだということでございます。

星野委員 金額を確認させていただきたいんですけども、過誤払いがあったのは1,900万ということなんですが、そのうち今までの返納額はいくらぐらいになっていますか。

青木福祉課長 ことしの3月31日現在で、完納されている方が29名で1,169万9,690円、未納額が744万5,750円になります。

星野委員 今回の3件の方にさかのぼって支給する額はいくらになりますか。

青木福祉課長 3件のうち1名の方から返済を受けておりまして、約76万円でございます。あと2名の方は返納額ゼロです。

星野委員 返納額ゼロという方は、未納していたから差し引きゼロになるということでしょうか。

青木福祉課長 そういうことになります。

佐藤(肇)委員 改めて同じような状況で診断書等に記載いただいた7名が、3人のほかにいるということなんですが、この7名のうち現在受給されている方は何人くらいいますか。

青木福祉課長 3名でございます。

佐藤(肇)委員　今回この事案が出たのは、受給されている方々が悪かったのではなく、あくまでも市が手続上誤ったということで起こった事案だったわけなんですけれども、こうやって不服申し立てをされた3人の方については、しっかりと認められてさかのぼって支給されるようになります。今ほど言いましたけど、同じような状況、もし申し立てをしていればこの7名の方もなったのではないかと思われる部分もかなりあるんじゃないかと思えます。ただ、申し立てをしなかったのが今回は救済は全くありませんよというのでは、なかなか平等じゃないなという気がするんですが、その辺をどのように受け止めていられるのかお伺いします。

青木福祉課長　今の7名の方については、委員おっしゃるとおりなんですけど、先ほど申しましたが、20名の方には再診断書の提出をお願いしたと。なぜお願いしたかというのと、先ほどの理由のほかに、やはり診断書をとっていただくにはお金がかかりますが、これらの方に関しては、ご本人が継続してもらいたい場合は診断書をお願いしますということで、本人にとってはこれ以降の認定にかかわることですのでお願いできました。残りの22名の方については、遡及できると判断した段階でお願いしようという当時の考えがあったと思いますが、遡及できないことになりましたので、そのお話はしていないと。同じような条件ではなかったわけです。そして、先ほど申しましたように大部分の方は亡くなっておりまして、カルテもほとんど残っていない可能性もあるという中で、同じような条件にできないということで全ての方を公平に扱うことは難しいという判断でございます。

佐藤(肇)委員　既に5年以上経過しているのだから、これからさかのぼってどうこうということは難しい問題だろうと思うんですけども、ただ、県の裁定が下りて3名の方は認められたと。この時点で、今現在生存されている方がおられるということであれば、その方についても、やはり市が今回この3名の方に4分の1を支払うと、国、県からの支援がないにしても一時金みたいな形での支援があってもいいのではないかというふうに私は思います。非常にご迷惑をかけているんだろうと思いますが、やはり市の姿勢として、国はこういう手続上、法律的にお支払いできませんよという中で、言えばもらえたのにというのは、障害をお持ちの方にとってはこういう手続をすること自体が容易じゃなかったんじゃないかなと私は十分に思うので、何か手立てがないかと思うんですが、いかがでしょうか。

青木福祉課長　市の認定の取り消しそのものが間違っているのではなく、市は弁明が間違っていたと。確かに3名の方の診断書には、当時からそういう状態があったということが記載されているんですが、それは当時のカルテと一緒に出されていたわけでもありません。ある部分、推定で出された診断だと思うんです。当時、市が考えて県や国とやりとりした内容を見ますと、国のほうは今の段階で当時をさかのぼって判断することは推定でそれは明らかではないということで来たものですから、市もそういった弁明ができていれば、また裁決もかわってきたんじゃないかと思えます。ですので、私は当時の市の判断、認定取り消しそのものが間違っていたんじゃないかと、市はきっちりとそれを立証していないというのを理由に県の裁決が下りたのではないかという認識も持っております。

渡辺委員長　委員長職を副委員長と交代します。

高野副委員長　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　もう少し人数的なところをしっかりと把握させていただきたいんですけども、今ほどの説明ですと、42名いるうちの22名は、その時点で死亡もしくは施設等に入った

ことによって中止になり、その時点で受給していなかったと。で、受給している方が 20 名いたけれども、そのうち診断書を出していただいて翌月から 2 つ以上の障害があるということで認定になった方が 10 名いたと。残りの 10 名の方は、その後は認定されず支給にはならなかったということによろしいでしょうか。

青木福祉課長 診断書の提出を依頼した方が 20 名、うち診断書を再提出された方が 16 名、16 名のうち 15 名が 5 月から支給になっております。

渡辺委員 先ほどの説明ですと、15 名のうち 10 名の方が、裁決が下りた 3 名を含めて同じ条件の方だったということでしょうか。

青木福祉課長 同じ条件かどうかまでははっきり言えませんが、備考欄に記載があった方が 10 名いらっしゃいました。

渡辺委員 同じ条件だと私は感じますけれども、なぜ同じ条件じゃないというふうに思われているんですか。

青木福祉課長 備考欄に記載があっても、日にちがいつからかということを確認できておりません。ただ、備考欄に何年何月何日からこの症状が認められるという書き方をされているんですが、その方が果たして認定の当初からかどうか、私はそこまでの確認ができていないということです。

渡辺委員 そうすると、その日にちが書いてあるところからは 2 つ以上あるということで、それぞれについて手当の支給要件が満たされていた年月日は違うかもしれないけれどもということで、ただ年月日は違ったとしても、3 名の方と同じように備考欄に 22 年の発覚した時点よりも以前から手当の支給要件があったというふうに、再提出してもらった診断書に書いてあった方がほかに 7 名いるということによろしいですか。

青木福祉課長 そうということになります。

渡辺委員 そうしますと、審査請求した 3 名のうち 1 名は返還されたけど 2 名は返していないと。残りの 7 名の方ですけれども、この方たちの返還の状況はいかがでしょうか。

青木福祉課長 7 名のうち完納されている方が 4 名、分納されている方が 2 名、返還ゼロの方が 1 名でございます。

渡辺委員 分納の方というのは、まだ残っていらっしゃるということで、その方たちにはこれからも請求していくということになりますか。

青木福祉課長 今までと同じような対応をしていくということです。

渡辺委員 不服審査請求というのは、すぐ裁判に行くのか、それとも行政処分の審査請求をするのかというのは、本来であれば二者択一でどちらをとってもいいんだけど、でも裁判だと時間がかかるので、できるだけ早く不服だと思っている方に対して救済措置をするための制度だというふうに私は理解しているんですけど、その制度の趣旨等をどのように解釈していらっしゃいますか。

青木福祉課長 今、委員長がおっしゃるとおりかと考えております。

渡辺委員 そうしますと、不服審査請求をしなくても裁判に直接訴えることも可能なのでしょうか。

青木福祉課長 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいている制度ですが、その 32 条に、裁判を起こすには審査請求してその決定を受けなければならないという条件になっております。

渡辺委員 条項までちょっとわからないんですけども、今回の行政不服審査法が改正されて、そのあたりが緩和になって、不服審査請求をしなくてもできるようになったというような個別法もあるかと思うんですけども、この特別児童扶養手当等の支給に関する法律については、今でも生きているということになりますか。

青木福祉課長 おっしゃるとおり当時の法が生きていると思います。

渡辺委員 行政訴訟をする場合には、この裁決を、自分ももしかしたら条件として同じわけですので、この方と条件が同じだと知ったときから逆に裁判することも可能だというふうには私は考えているんですが、そのあたりについて顧問弁護士の方はどのように判断しているのでしょうか。

青木福祉課長 その点については、確認しておりません。

渡辺委員 もし裁判されるかどうかについて、当然裁判の権利は私はあるというふうには今は思っているんですけども、行政不服審査請求を経なくても裁判できるという理由がある場合にはなくてもできるというくだりもあるので、もしもその方たちが裁判をする権利を奪われないようにはからわなければいけないかという気はするんですが、裁判してくださいという意味ではなく、その方たちが同じ条件ならもしかしたら自分たちも返還しなくてもいいんじゃないかということで裁判する機会があるかもしれないということを考えると、今の7名以外にも、その当時死亡もしくは中断していた方で返してしまった方の中には、そういう方もいらっしゃるかもしれないんですが、そういう方々への今回の裁決の報告はどのようになさるつもりですか。

青木福祉課長 きょう常任委員会に説明、報告させてもらっていますし、この後、市長から定例記者会見で今回の件について報告させてもらう予定になっております。

渡辺委員 当初の42名の方々に個別にお知らせをするということは考えていますか。

青木福祉課長 このことは、42名の方々に大変ご迷惑をかけた内容ですが、これを連絡することによってまた新たに不快な想いをされる方がいないとも限りません。個別にそうした案内ではなく、議会に報告したり記者会見で報告させていただくという対応を考えております。

渡辺委員 22名のほうの数字を聞かせていただきたいと思うんですけども、22名の方で、当時死亡していらっしゃる、あるいは中止していらっしゃる方で、死亡していたけれどもご遺族が返してくれた方はどのくらいいらっしゃいますか。

青木福祉課長 遺族が返したかどうかまで今はわからないんですが、22名のうち完納された方が17名、現在分納中の方が1名、残りの4名が返納がないという状況でございます。

渡辺委員 確かに記者会見をすれば、一応は情報を公開したということになるかとは思いますが、ただ42名のうちご自分が該当に、特に同じ条件だった人たちがどう判断されるかは、きちんと情報をお話ししたほうがいいのではないかと。そうしないと、聞かなかつたということが起きると、自分が裁判を起こせる機会を知ってからずっとあるわけではないですから、半年あるいは1年という期限がありますので、そういったことを考えると、42名の方に当時も不快な思いをさせたわけであって、それぞれみんな違いますので、特に22名の方々は裁判を起こすことも難しくあきらめるかもしれませんけれども、経過報告というのはあってしかるべきかというふうには私は考えますが、それでもやはりしないというお考えでしょうか。

青木福祉課長　　これ以上になると、私個人の発言になろうかと思しますので、なかなか難しいところなんです、先ほど申しましたように審査請求を行わない以上、訴訟は起こせないということがございますし、これがいいお知らせならいいんですけど、過去のいろいろなやりとりを聞いていますと話も聞きたくないというような方がかなりいらっしゃるかと思います。そうした中で、3名だけになりましたという話はなかなかしづらいことであろうかと考えております。ただ、これは報告すべきことですので、議会に報告させてもらいましたし、記者会見でも報告すべきと考えております。

高野副委員長　　委員長を交代します。

渡辺委員長　　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（14：29）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：43）

渡辺委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中の自由討議において、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました、この件につきましては、執行部には、記者発表や今後の対象者への対応について慎重な対応を求め、二度とこのようなことがないように取り組んでいただくこととして委員会のまとめとしたいと思いますが、異議ありませんか。（異議なし）そのようにまとめさせていただきます。本件については、以上とします。

## （2）その他

渡辺委員長　　日程第2、その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。（なし）しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（14：45）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：49）

渡辺委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。委員の皆様から何かありませんか。（なし）これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思っております。本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉　　会（14：50）